

諮詢第1226号  
平成29年11月15日

情報通信審議会  
会長 内山田 竹志 殿

総務大臣 野田 聖子

## 諮詢問書

平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について、下記のとおり諮詢する。

### 記

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が設置する第一種指定電気通信設備の機能のうち加入者交換機能、中継交換機能等に係る接続料の算定には、現在、長期増分費用方式が適用されている。

平成27年9月14日付け貴審議会答申においては、現行の長期増分費用方式に基づく算定方法の適用期間を平成30年度までとされ、これを受けて総務省では平成30年度までの長期増分費用方式による接続料算定について制度整備を行った。

また、同答申において、今後の接続料の算定方法の検討に当たっては、事業者のIP網への移行の進展状況を踏まえつつ、算定対象とすべき設備範囲、モデル化に当たって考慮すべきサービス・機能及びモデル精緻化の程度等、モデル構築に当たっての前提条件について改めて整理することと提言された。

その後、平成29年3月28日付け貴審議会一次答申「固定電話網の円滑な移行の在り方」において、IP網への移行期間中におけるPSTNに係る接続料算定の在り方について検討が必要であり、音声通信に係る接続料算定の対象とすべき設備やサービス、機能の範囲等について整理することが必要と提言されている。

こうした状況を踏まえつつ、総務省では「長期増分費用モデル研究会」を開催し、平成31年度以降の接続料の算定に適用可能な長期増分費用モデルについて検討を行い、本年7月11日に同研究会の報告書が取りまとめられたところである。

以上を受け、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第169条の規定（同条第4号の事項。）に基づき、平成31年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について、貴審議会に諮詢するものである。

以上